

## 松江市東出雲公民館施設・設備等使用規定

### (趣旨)

第1条 松江市東出雲公民館(以下「公民館」という。)の施設・設備・備品(茶器・湯沸かし器などの備品類・空調設備その他の器具を含む。以下「施設・設備等」という。)の使用については、社会教育法並びに松江市公民館の設置及び管理に関する条例(平成18年松江市条例第39号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

### (使用許可申請書)

第2条 公民館を使用とする者は、原則として公民館使用許可申請書(様式第1号)を、使用する3日前までに、所定の事項を記入して提出するものとする。  
2 使用許可後に使用を中止するものは、速やかにその旨を申し出るものとする。

### (使用許可)

第3条 前条の使用許可申請書が提出されたときは、公民館使用許可書をもって使用許可の旨を通知するものとする。

### (使用できる時間)

第4条 公民館を使用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、必要に応じてこれを変更することができる。

### (使用方法)

第5条 公民館を使用するときは、使用責任者は使用に関し必要な指示を受けなければならない。

### (使用後の清掃、整頓)

第6条 施設・設備等の使用後は、時間内に清掃して所定の場所に整頓、返納するものとする。

### (火災及び盗難予防)

第7条 使用責任者は、施設・設備等の使用を終了したときは、火気及び戸締りに注意し、異常の有無を確かめ、火災・盗難の予防に万全を期さなければならない。

(施設・設備等の取扱い)

第8条 施設・設備等の使用にあたっては、その取り扱いには十分注意し、棄損しないように努めなければならない。万一誤って破損又は損傷したときは、速やかに館長に届出、必要な指示を受けるものとする。

(使用後の手続き)

第9条 使用を終了したとき、使用責任者は、使用報告書に所定事項を記入の上、事務室に提出して点検を受けるものとする。

(使用料、光熱水費その他の実費)

第10条 公民館の使用料は無料とする。ただし、光熱水費その他の実費は、公民館で定める額(別表1)を使用者が負担するものとする。

2 光熱水費その他の実費は、使用后3日以内に納入するものとする。

(雑則)

第11条 この規定に定めのない事項については、必要に応じて会長が別に定める。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

松江市公民館の設置及び管理に関する条例(抜粋)

(使用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは施設等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、公民館の管理上支障があると認められるとき。

— 参 考 —

社会教育法 第5章 公民館

(公民館の運営方針)

第23条

公民館は次の行為を行ってはならない。

1. もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用してその他営利事業を援助すること。
  2. 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(別表1)

東出雲公民館 光熱水費その他の実費

(単位:円/時)

区 分	地 区 内	地 区 外
会議室 1	300 円	500 円
会議室 2		
会議室 3		
会議室 4	200 円	400 円
会議室 5		
会議室 6		
和 室		
調 理 室		

※ 使用者の 1/2 以上が居住者の場合は地区内料金とする。

※ 1 室につき 3 名以上のグループで使用すること。

○備品等の使用について

(単位:円/1 回)

備 品 名 等	金 額
音響設備一式	300 円
調理器具(コンロ・電子レンジ等)	500 円
ピアノ	500 円
プロジェクター	300 円

○コピー機・輪転機の使用について

コ ピ ー 機	
白 黒	カ ラ ー
10 円	50 円
輪 転 機	
印 刷 代	紙持ち込み
5 円	3 円
輪転機 製版代 (1 枚)	
50 円	